

札幌市告示第 3174 号

令和7年7月25日

のるすう贈金外著てへよき。(るすうのよるて書り) 札幌市長 秋元 克広

札幌市教育委員会総務部 総務課

電話 011-211-3825

メールアドレス kyoiku@city.sapporo.jp

(1) 借受件名及び数量

乗用自動車 一式

(2) 借受件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限及び借受期間

ア 納入期限

令和 7 年 9 月 30 日 (火)

イ 借受期間

令和7年10月1日～令和12年9月30日

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 引渡場所



入札説明書による。

(5) 入札方法

賃貸借に要する一切の経費を含んだ月額（1月当たりの賃料）で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本告示に示した物品の納入が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加提出書類・入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

上記1に同じ。

- (2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所で交付するほか、下記URLにある該当案件にかかるペー

ジからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/shogaigakusyuu-keiyaku-ippan2017.html>

(3) 入札参加提出書類の提出期限

令和 7 年 8 月 8 日（金）16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

※ 提出書類については、下記 5 (3)に別途掲示。

(4) 事前に持参または送付により入札書を提出する場合の提出期限

令和 7 年 8 月 21 日（木）16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

※ 事前提出方法は下記 (6)ア及びイに別途掲示。

(5) 入札の日時及び場所

日時：令和 7 年 8 月 22 日（金） 10 時 35 分

場所：札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 3 階

札幌市教育委員会入札室

(6) 入札書の提出方法

上記 (5)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること（電送による提出は認めない。）。

なお、事前に入札書を提出する場合は下記のとおりとする。

※ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ア 持参により提出する場合、入札書は「添付資料 1－様式 1」にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 8 月 22 日（金）10 時 35 分開札 乗用自動車の入札書在中」の旨を記載し、上記 1 宛てに上記 (4)に示す入札書の提出期限までに持参すること。

イ 送付により提出する場合、二重封筒とし、入札書を入れる封筒（内封筒）は、上記アのとおり作成及び記載すること。外封筒及び内封筒ともに入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 8 月 22 日（金）10 時 35 分開札 乗用自動車の入札書在中」の旨を記載し、上記 1 宛てに上記 (4)に示す入札書の提出期限までに送付すること。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 開札

入札終了後直ちに上記(5)の場所にて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

5 入札手続等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、賃料を一年間に換算した額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に規定に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本告示に示した物品を納入できることを証明するため、納入予定物品報告書を上記 4 (3) に示す期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

